

我孫子市債権管理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。

（2） 市長等 市長及び水道事業管理者をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第4条 市長等は、法令又は条例若しくはこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

（台帳の整備）

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備しなければならない。

（債権の放棄）

第6条 市長等は、市の債権（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。以下同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市の債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

（1） 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき。

（2） 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合若しくは

相続人全員が相続の放棄をした場合又は相続人がない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (3) 債務者が死亡し、民法（明治29年法律第89号）第951条に規定する相続財産法人から弁済を受ける市の債権の金額が、同法第952条第1項の規定による相続財産の清算人の選任に要する費用の金額に満たないと見込まれるとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2の規定による強制執行等又は令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (6) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過した後においても、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 消滅時効が完成したとき（債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。

（議会への報告）

第7条 市長等は、前条の規定により市の債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。